

議案第 79 号

四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例

四万十町在宅介護手当支給に関する条例（平成18年四万十町条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「要介護3」を「要介護2」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第8条中第1号中「とき」の次に「（医療機関、福祉施設等への要介護者の一時的な入院又は入所による場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。